

借地非訟事件手続規則（原文は縦書き）

昭和四二年一月二六日最高裁判所規則第一号
改正 昭和四六年六月一四日最高裁判所規則第六号
平成四年二月二一日最高裁判所規則第三号
平成八年一二月一七日最高裁判所規則第六号
平成一六年一〇月六日最高裁判所規則第一五号
平成一七年一月一一日最高裁判所規則第一号
平成二四年七月一七日最高裁判所規則第九号
平成二五年七月三一日最高裁判所規則第三号
令和四年一月七日最高裁判所規則第一七号

借地非訟事件手続規則を次のように定める。

借地非訟事件手続規則

（この規則の解釈及び運用）

第一条 この規則は、借地借家法（平成三年法律第九十号。以下「法」という。）第四十一条の事件並びに大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事件及び同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第十九条第三項に規定する事件の手続が公正かつ迅速に行われるように解釈し、運用しなければならない。

（平二四最裁規九・旧第二条繰上・一部改正、平成二五最裁規三・一部改正）

（管轄の合意の方式・法第四十一条）

第二条 法第四十一条ただし書の合意は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）によってすることを要しない。

2 簡易裁判所は、法第四十一条の事件の申立てを受けた場合において、前項の合意を証する書面が提出されず、かつ、同項の合意を証する電磁的記録に記録された情報が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供されないときは、速やかに、当事者の陳述を聴き、合意の有無を確かめなければならない。

（平四最裁規三・平一七最裁規一・一部改正、平二四最裁規九・旧第二条繰上・一部改正）

（参加・法第四十三条等）

第三条 法第四十一条の事件の手続における非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十条第二項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の書面には、当事者及び利害関係参加人の数に応じた当該書面の写しを添付しなければならない。

2 前項の事件の手続における非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、非訟事件手続法第二十条第二項（同法第二十一条第三項（同条第一項の規定による参加の申出に係る

部分に限る。)において準用する場合を含む。)の書面の写しを送付する方法によってする。

3 第一項の事件について非訟事件手続法第二十一条第二項の規定による参加の許可の裁判があったときは、裁判所書記官は、非訟事件手続規則第十五条第三項の規定による通知をするほか、当事者及び利害関係参加人(同法第二十一条第二項の規定による参加の許可の申立てをした者を除く。)に対し、同法第二十一条第三項(同条第二項の規定による参加の許可の申立てに係る部分に限る。)において準用する同法第二十条第二項の書面の写しを送付しなければならない。

4 法第四十三条第二項の書面には、当事者、利害関係参加人及び同条第一項の規定による参加の裁判を受ける者となるべき者の数に応じた当該書面の写し並びに法第四十一条の事件の手続に参加する者が当事者となる資格を有する者であることを明らかにする資料を添付しなければならない。

5 法第四十三条第一項の規定による参加の申立てがあった場合には、裁判所が直ちに当該申立てを却下する裁判をしたときを除き、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人(同項の申立てをした者を除く。)並びに同項の規定による参加の裁判を受ける者となるべき者に対し、同条第二項の書面の写しを送付しなければならない。

6 前項の書面の写しを送付した後に法第四十三条第一項の規定による参加についての裁判があった場合には、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(平二四最裁規九・追加)

(脱退)

第四条 非訟事件手続法第二十条第一項又は法第四十三条第一項の規定により法第四十一条の事件の手続に参加した者がいる場合においては、参加前の当事者は、その相手方の承諾を得て手続から脱退することができる。

2 手続代理人は、前項の規定による脱退については、特別の委任を受けなければならない。

(平二四最裁規九・全改)

(主任鑑定委員・法第四十七条)

第五条 鑑定委員は、互選により、その中の一人を主任鑑定委員に指名しなければならない。

2 主任鑑定委員は、鑑定委員会の手続を主宰する。

(平二四最裁規九・旧第二十七条繰上・一部改正)

(鑑定委員の立会い・法第四十七条)

第六条 裁判所は、必要があると認めるときは、審問又は証拠調べに鑑定委員を立ち合わせることができる。

(平二四最裁規九・旧第二十八条繰上・一部改正)

(鑑定委員会の決議・法第四十七条)

第七条 鑑定委員会の決議は、委員の過半数の意見による。

2 鑑定委員会の評議は、秘密とする。

(平二四最裁規九・旧第二十九条繰上・一部改正)

(鑑定委員会の意見・法第四十七条)

第八条 鑑定委員会が意見を述べるには、主文及び理由を記載した書面によらなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、口頭で意見を述べることを許すことができる。

2 裁判所は、鑑定委員会に対し、前項の意見につき説明を求めることができる。

3 裁判所は、第一項の意見を聴いたときは、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知し、その陳述を聴かなければならない。

(平二四最裁規九・旧第三十条繰上・一部改正)

(鑑定委員会の意見等の記録・法第四十七条)

第九条 裁判所書記官は、裁判所が鑑定委員会に対し意見を求めた事項及び鑑定委員会の口頭による意見を記録上明らかにしておかなければならない。

(平二四最裁規九・旧第三十一条繰上・一部改正)

(申立ての方式)

第十条 法第四十一条の事件の申立書には、申立ての趣旨及び原因、申立てを理由づける事実並びに非訟事件手続規則第一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 借地契約の内容

二 申立て前にした当事者間の協議の概要

2 法第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、建物を競売又は公売によって買い受けた事実及び建物の代金を支払った日を証する書面を申立書に添付しなければならない。

3 借地契約書その他の証拠書類があるときは、その写しを申立書に添付しなければならない。

(平二四最裁規九・追加)

(申立書の送達・法第五十条)

第十一条 前条第一項の申立書の送達は、申立人から提出された副本によってする。

(平二四最裁規九・追加)

(建物等の譲受けの申立期間等)

第十二条 裁判所は、法第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は法第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の申立てを適法と認めたときは、法第十九条第三項（同条第七項及び法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申立てをする期間を定めなければならない。ただし、借地権設定者が法第十九条第三項の申立てをしない旨を明らかにしたときは、この限りでない。

2 前項の期間を定める決定は、相手方に送達しなければならない。ただし、相手方が事件につき出頭した場合には、口頭で告知すれば足りる。

3 第一項の期間の末日は、相手方が前項の規定による告知を受けた日から少なくとも十四

日以後としなければならない。

4 借地権設定者が法第十九条第七項において準用する同条第三項又は法第二十条第五項において準用する同条第二項において準用する法第十九条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を証する書面を申立書に添付しなければならない。

(平二四最裁規九・追加)

(申立ての変更に係る書面等の送付)

第十三条 法第四十一条の事件について、申立人が書面で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その書面を相手方及び利害関係参加人に送付しなければならない。

2 前項の事件の手続の期日において申立人が口頭で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その期日の調書の謄本を相手方及び利害関係参加人（その期日に出頭した者を除く。）に送付しなければならない。

(平二四最裁規九・追加)

(審問期日・法第五十一条)

第十四条 裁判所は、第十条第一項の申立書を相手方に送達した後、特別の事情がない限り速やかに、審問期日を開くものとする。

(平二四最裁規九・追加)

(期日の通知)

第十五条 審問及び証拠調べの期日は、当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(平二四最裁規九・追加)

(審理の準備及び計画)

第十六条 裁判所は、速やかに、当事者の陳述を聴いて争点及び証拠の整理をし、審理の計画を立てなければならない。

2 当事者は、審理が前項の計画に従い迅速に進行するように協力しなければならない。

(平二四最裁規九・追加)

(当事者の陳述)

第十七条 裁判所は、当事者に対し、書面又は口頭で陳述を求めることができる。

2 裁判所は、鑑定委員会に意見を求める前に、法第十七条第三項、第十八条第一項後段、第十九条第一項後段（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項後段（同条第五項において準用する場合を含む。）の裁判に関する当事者の陳述を聴かなければならない。

(平二四最裁規九・追加)

(提出書類の直送)

第十八条 当事者及び利害関係参加人が陳述書、証拠書類その他裁判の資料となる書類を提出するときは、当該書類について直送をしなければならない。

(平二四最裁規九・追加)

(調査の囑託等)

第十九条 裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に囑託することができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、事実の調査を裁判所書記官に命じて行わせることができる。

(平二四最裁規九・追加)

(申立ての取下げの合意の方式)

第二十条 法第十九条第五項（同条第七項及び法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）に定める当事者の合意は、書面によってしなければならない。

(平二四最裁規九・追加)

(申立ての取下げがあった場合の取扱い等)

第二十一条 法第四十一条の事件の申立ての取下げがあったとき（次項に規定する場合を除く。）は、裁判所書記官は、その旨を相手方及び利害関係参加人に通知しなければならない。

2 法第十九条第五項（同条第七項及び法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により当事者の合意がなければ申立てを取り下げることができない場合において、その取下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を利害関係参加人に通知しなければならない。

3 法第四十一条の事件の申立ての取下げについては、非訟事件手続規則第四十九条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

(平二四最裁規九・追加)

(裁判書の送達・法第五十五条)

第二十二条 法第五十五条第一項の規定による裁判書の送達は、その正本によってする。

(平二四最裁規九・追加)

(申立書の送達の規定の準用・法第六十条)

第二十三条 第十一条の規定は、法第五十五条第一項の裁判に対する即時抗告があった場合について準用する。

(平二四最裁規九・旧第三十四条繰上・一部改正)

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第六十一条)

第二十三条の二 法第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

2 法第四十一条の事件に対する非訟事件手続規則第二条の規定の適用については、同条第一項第二号中「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「法」という。）第四十二条の二」とあるのは、「借地借家法（平成三年法律第九十号）第六十一条」とする。

3 法第四十一条の事件については、非訟事件手続規則第二章第八節の規定は、適用しない。

（令四最裁規一七・追加）

（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の規定による事件の手続への準用）

第二十四条 第二条から前条まで（第十条第二項を除く。）の規定は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事件及び同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第十九条第三項に規定する事件の手続について準用する。この場合において、第十二条第一項中「法第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は法第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第四項中「法第十九条第七項において準用する同条第三項又は法第二十条第五項において準用する同条第二項において準用する法第十九条第三項」とあるのは「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第四項において準用する同条第二項において準用する法第十九条第三項」と、第十七条第二項中「法第十七条第三項、第十八条第一項後段、第十九条第一項後段（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項後段（同条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十条及び第二十一条第二項中「法第十九条第五項（同条第七項及び法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」とあるのは「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第十九条第五項」と読み替えるものとする。

（平二五最裁規三・追加）

附則

この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則（昭和四十六年六月一四日最高裁判所規則第六号）

（施行期日等）

1 この規則は、昭和四十六年七月一日から施行し、第六条の規定による改正後の参与員規則第七条第二項の規定、第八条の規定による改正後の司法委員規則第六条第二項の規定、第九条の規定による改正後の調停委員規則第十条第二項の規定及び第十条の規定による改正後の鑑定委員規則第七条第二項の規定は、昭和四十七年一月一日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に要した参与員、人身保護法による国選代理人、司法委員、調停委員等及び鑑定委員の費用並びにこの規則の施行後昭和四十六年十二月三十一日までの間に支給原因の生じた参与員、司法委員、調停委員等及び鑑定委員の日当の額については、なお従前

の例による。

附則（平成四年二月二一日最高裁判所規則第三号）

この規則は、借地借家法（平成三年法律第九十号）の施行の日（平成四年八月一日）から施行する。

附則（平成八年一二月一七日最高裁判所規則第六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、民事訴訟法（平成八年法律第九号。以下「新法」という。）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一〇年一月一日）

附則（平成一六年一〇月六日最高裁判所規則第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、破産法（平成十六年法律第七十五号。附則第七条において「新破産法」という。）及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第七十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一七年一月一日）

附則（平成一七年一月一日最高裁判所規則第一号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五百十二号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中民事訴訟規則目次の改正規定（「第二百三十八条」を「第二百三十七条」に改める部分、「第二百三十九条」を「第二百三十八条」に改める部分及び「第二百四十条」を「第二百三十九条」に改める部分を除く。）、同規則第一編第五章第二節の節名の改正規定、同節中第三十四条の二の前に款名を付する改正規定及び同節中第三十四条の十の次に一款を加える改正規定 裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百十号）の施行の日（平成十七年四月一日）

二 第九条中民事訴訟費用等に関する規則別表第二の五の項ホの改正規定 行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十四号）の施行の日（平成十七年四月一日）

三 附則第六条の規定 破産規則（平成十六年最高裁判所規則第十四号）の施行の日（平成十七年一月一日）又はこの規則の施行の日のいずれか遅い日

（施行の日＝平成一七年四月一日）

附則（平成二四年七月一七日最高裁判所規則第九号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二五年一月一日）

附則（平成二五年七月三一日最高裁判所規則第三号）

この規則は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二五年九月二五日）

附則（令和四年十一月七日最高裁判所規則第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。以下この条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年二月二〇日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中民事訴訟規則第三十二条、第七十七条、第七十八条、第九十六条及び第百六十三条第一項の改正規定、第十四条の規定、第十八条中労働審判規則第三十七条の改正規定（「第七十七条」を「第七十七条前段」に改める部分に限る。）、第二十条中非訟事件手続規則第二十一条及び第五十条の改正規定、第二十一条中家事事件手続規則第三十三条及び第百二十六条第二項の改正規定並びに第二十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十三条及び第五十三条第一項の改正規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月一日）

二 第一条中民事訴訟規則目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十条の二」に改める部分に限る。）及び同規則第一編第五章第一節中第三十一条の前に二条を加える改正規定、第三条の規定、第六条の規定、第七条中民事執行規則第十五条の二の改正規定、第八条中民事保全規則第六条の改正規定、第十条中民事再生規則第十一条の改正規定、第十二条中外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の改正規定、第十三条中会社更生規則第十条の改正規定、第十六条の規定、第十七条中破産規則第十二条の改正規定並びに第二十三条の規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

三 第十五条の規定 改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日
（調書の記載等に関する経過措置）

第二条

3 この規則の施行前に行われた非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十七条第一項の規定（他の法律において準用する場合を含む。）による非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）の記録については、第二十条の規定による改正後の非訟事件手続規則第四十二条第二項（他の最高裁判所規則において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。